

広島市立病院機構物品調達契約約款（単価契約：A重油）

（総則）

第1条 受注者は、契約書記載の物品を契約書に定めるもののほか、関係する法令を遵守し、発注者に納入しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（物品の納入）

第3条 受注者は、発注者から発注を受けたときは、発注された数量の物品を指定された期限までに発注者の指定する場所に納入しなければならない。

（受注者の請求による契約期間の延長）

第4条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に物品の納入ができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に契約期間の延長変更を請求することができる。

（違約金）

第5条 発注者は、受注者が前条の規定により発注者の承諾を得た場合を除くほか、物品を納入期限までに納入しないときは、契約金額（単価）に購入予定数量を乗じた金額から既に納入した部分に相応する金額を控除した額の1000分の1に相当する額に、納入期限の翌日からこれを納入した日までの日数を乗じて計算した額を違約金として徴収する。

2 前項の違約金は、契約金額の支払と同時に徴収するものとする。

（物品の検査）

第6条 発注者は、受注者が物品を納入したときは、その日から10日以内に仕様書等に基づいて検査を行うものとする。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の立会いのもとに納入物品から必要量を採取し、その規格を試験に付すことができるものとし、これに要する諸経費は受注者の負担とする。

3 受注者は、検査の結果不合格と判定されたときは、受注者は自己の費用をもって遅滞なくこれを引き取り、直ちに仕様書等に適合するものと取り替え、発注者の再検査を受けなければならない。

（危険負担）

第7条 前条に規定する検査（再検査を含む。）が完了するまでの間における物品の危険負担は、受注者が負うものとする。

（代金の請求及び支払）

第8条 受注者は、納入した物品の代金の支払を所定の手続に従って発注者に請求するものとする。

この場合において、当該代金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第8条の2 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完の請求をすることができる。この場合、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることはできない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したときなどこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第8条の3 発注者は、契約書記載の契約不適合責任期間内でなければ、契約不適合（納入された物品が数量に関して契約の内容に適合しないものを除く。以下この条において同じ。）を理由とした履行の追完の請求、契約金額の減額の請求をすることができない。ただし、受注者が物品を納入した時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 契約不適合責任期間は、第6条の規定による検査（再検査を含む。）が完了した日から起算する。

3 発注者が前条第2項に規定する履行の追完の催告をした上で契約金額の減額を請求したときは、契約不適合責任期間内に請求したものとみなす。

4 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(談合行為等の措置)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等、代理人、使用人、その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、契約金額（単価）に購入予定数量を乗じた金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(催告による契約解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 前号及び次条に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない契約解除)

第11条 発注者は、第9条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに解除することができる。

- (1) この契約を履行しないことが明らかなき。
- (2) この契約を履行することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第2条の規定に違反し、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

- (5) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(価格変動による契約解除)

第12条 物品の価格に著しい価格変動があったときは、発注者と受注者が協議の上、この契約を解除することができる。

(契約解除後の損害賠償)

第13条 受注者は、前4条による契約の解除により損害を受けるときがあっても、損害の賠償を発注者に請求できないものとする。

- 2 受注者は、第10条又は第11条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額(単価)に発注予定数量を乗じた金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 発注者は、前4条の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者が解除の日までに納入した物品がある場合には、検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は、受注者がこの契約に基づく義務を履行したときは返還する。

- 2 契約保証金には、利息をつけない。
- 3 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第9条第1項及び第11条第1項の規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

第14条の2 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第2条第6項にいう暴力団等をいう。以下同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物品の納入に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物品の納入に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との物品の納入に関する協議を行った結果、物品の納入に遅れが生じると認められた場合は、第5条の規定により、発注者に物品の納入期限の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により物品の納入に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物品の納入時期に関する協議を行うものとし、物品の納入に遅れが生じると認められた場合は、第5条の規定により、発注者に物品の納入期限の延長の請求を行うものとする。

(契約締結に要する経費)

第16条 この契約の締結に要する経費は、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第17条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(補則)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者とが協議して、これを定める。